宗教的理由による輸血拒否に関する当院の基本方針

大阪鉄道病院では、以下の基本方針に則り、信仰上の理由による輸血拒否について対応いたします。

1. 大阪鉄道病院では、患者さんが宗教的信念に基づいて輸血を拒否する場合、「相対的無輸血（※1）」を基本方針として医療行為を行います。すなわち、患者さんの信教の自由と自己決定権を尊重して可能な限り輸血を行わない治療に努めますが、輸血以外に救命の手段がない場合は、医師の職業上の義務と良心に基づいて救命のために必要な血液製剤を用いて輸血を実施させていただきます。
2. 当院では、生命尊重の立場から「絶対的無輸血（※2）」での医療行為は行いません。患者さんや家族（※3）等の関係者が、生命維持に必要な場合であっても輸血を行わない「絶対的無輸血」の立場である場合、治療に時間的余裕がある時点で他医療機関への転院をお勧めいたします。なお、その場合、転院可能な医療機関については患者さんや家族等の皆さんで探していただきます。
3. 「相対的無輸血」についての説明を受けたうえで当院での治療を選択された場合、輸血が生命の維持に必要になった時には、緊急避難的に必要な血液製剤を用いて輸血を実施させていただきます。
4. 救急搬送時や院内での予期せぬ病状急変などの緊急時で、絶対的無輸血に対応する医療機関への転院のための時間的余裕がなく、救命のために輸血が必要な場合、患者及び家族（※3）等の関係者の意思に関わりなく緊急避難的に必要な血液製剤を用いて輸血を実施させていただきます。
5. 当院では、患者さんが提出する「輸血謝絶兼免責証明書」は受領いたしません。当院から免責証明書を発行することはございません。

※1「相対的無輸血」：可能な限り無輸血治療に努めるが、輸血以外に救命の手段がない場合には輸血を行うという立場・考え方

※2「絶対的無輸血」：いかなる事態になっても輸血を行わないという立場・考え方

※3「家族」：両親、子供、配偶者、親権者をいう

参考）

日本医師会「医と倫理の基礎知識2018年版　エホバの証人と輸血」

URL：https://www.med.or.jp/doctor/rinri/i_rinri/b06.html